

農業委員・農地利用最適化推進委員の 推薦及び応募の受付について

農地法に関する業務を推進する農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の推薦及び募集を行います。なお、推薦及び応募をしていただいても、必ずしも委員に確定するとは限りませんので、ご了承ください。

○農業委員に関する事項

- ・対 象 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関し、その職務を適切に行うことができる人。
- ・主たる業務
 - ①農地法等に関する許認可業務
 - ②毎月の農業委員会総会及び研修会等への参加
 - ③担い手への農地利用の集積
 - ④遊休農地の発生防止および解消に向けての調整
- ・定 員 14人
- ・報 酬 14万円（年額）

○推進委員に関する事項

- ・対 象 農地等の利用最適化の推進に熱意と識見を有し、その職務を適切に行うことができる人。
- ・主たる業務
 - ①担い手への農地利用の集積
 - ②新規参入の促進
 - ③必要に応じて農業委員会総会及び研修会等への参加
 - ④遊休農地の発生防止および解消に向けての調整
- ・定 員 8人（町内8区域）
- ・報 酬 14万円（年額）

○共通事項

- ・募集期間 令和8年1月20日（火）から令和8年2月20日（金）まで
- ・推薦応募方法 農業委員会事務局又は町ホームページにある推薦、応募様式に必要事項を記入・押印のうえ、受付期間内に農業委員会事務局（農業振興課内）まで持参または郵送（消印有効）で提出してください。
※持参の場合は開庁日の8時30分から17時15分まで
※郵送の場合 〒771-5495 那賀町延野字王子原31番1
那賀町役場農業委員会事務局（農業振興課内）
※なお、推進委員の推薦及び募集については、別表の区域ごとの募集になりますので、ご留意ください。

- ・任期 令和8年7月20日から3年間
- ・その他
 - ①農業委員と農地利用最適化推進委員の兼務はできません。
 - ②推薦、応募の状況について、町ホームページで公表します。推薦、応募様式にご記入いただきます内容は公表されますので、ご了承ください。※住所、電話番号等法令に定めのない事項は除きます。
 - ③農業委員は、評価委員会において総合的に評価し町長が決定します。
 - ④推進委員は、農業委員会において総合的に評価し決定します。
 - ⑤破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者、税等の滞納のある者は委員になることができません。
 - ⑥推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

別表

農地利用最適化推進委員選出区域

区域名	区域の地区	定員
鷺 敷 ①	中山、和食郷、和食	1人
鷺 敷 ②	土佐、小仁宇、仁宇、阿井、百合、百合谷	1人
相 生 ①	鮎川、相名、朝生、井ノ谷、入野、請ノ谷、牛輪、内山、馬路、榎谷、竹ヶ谷、谷内、西納、平野、築ノ上	1人
相 生 ②	延野、雄、吉野、大久保、蔭谷、鉢、花瀬、日浦、朴野、横石	1人
上那賀 ①	音谷、水崎、小計、桜谷、臼ヶ谷、小浜、長安、桧曽根、菖蒲、東尾、拝宮、日真、大戸、古屋、深森、川俣	1人
上那賀 ②	成瀬、府殿、丈ヶ谷、御所谷、大殿、平谷、白石、海川	1人
木 沢	木沢地区全域	1人
木 頭	木頭地区全域	1人